

大田原市制施行70周年記念協賛事業の募集について

市制70周年を一緒にお祝いし、盛り上げていただく「協賛事業」を募集します。
また、周年記念PRのぼり旗を広く活用していただくため、貸出のルールを定めます。

【協賛事業の登録について】

1 協賛事業

市制70周年のPRに資すると政策推進課「以下、担当課という。」が認めた事業
※政治、宗教に関する事業は除きます。営利事業につきましては、原則、地場産品振興に寄与するものとしますので、事前にご相談ください。

(例) 地域や企業の夏祭などのイベント、各種団体の作品展、記念商品の販売など

2 事業期間

令和6年4月から12月までの間に実施される事業

3 申し込み方法

別紙「協賛事業申込書」に必要事項を記入し、担当課へ提出してください。

※詳しくは、市ホームページをご覧くださいか、担当課へご連絡ください。

4 登録の承認

協賛事業申込書を審査の上、協賛事業として登録を行います。

5 協賛事業登録の特典

①周年記念PRのぼり旗を貸し出します。

②市ホームページで事業を紹介します。

③チラシや看板などに本市のロゴマークをお使いいただけます。

【のぼり旗の貸出について】

周年記念PRのぼり旗の貸出を希望される場合は、協賛事業の申し込み時に併せてお申し込みください。

1 使用料

無料

2 貸出物品及び貸出可能数

市制70周年PRのぼり旗・のぼり旗用ポール（台座はありません。）

最大10セットまでの貸出が可能です。（保有数量の都合により、希望に添えない場合があります。）

3 貸出条件

貸出期間は原則10日間以内とする。

担当課で直接受領すること。

貸出申請書に記載された返却日時までに、担当課へ返却すること。

貸出申請書に記載した事業以外で使用しないこと。

申請団体以外の団体に使用させないこと。

貸出物品のイベント等での使用の際には、安全に配慮し十分な管理を行うこと。

のぼり旗及びポールを破損した場合は、返却時に必ず報告すること。

使用者の不注意によって生じた損害等については、市は一切の責任を負いません。

政策推進課 担当宛

団体名
職 名
申請者 氏 名
住 所

大田原市制施行70周年記念協賛事業申込書

事業名	大田原市制施行70周年記念						
内 容							
事業日時	令和6年	月	日	午前・午後	時	分から	
	令和6年	月	日	午前・午後	時	分まで	
開催場所							
ご担当者	(氏名)			(連絡先)			

- ※ 令和6年4月1日から令和6年12月31日までに実施する事業が対象です。
- ※ 政治、宗教に関する事業は対象となりません。
- ※ 営利事業は、原則、地場産品振興に寄与するものとします。事前にご相談ください。
- ※ チラシなどがありましたら、資料として添付してください。

●市ホームページへの掲載を希望しますか。

はい ・ いいえ

市ホームページに 掲載する問合せ先 (※掲載希望のみ)	ご担当者：	_____
	電 話：	_____
	メー ル：	_____

●のぼり旗の使用を希望しますか。

はい ・ いいえ

使用数	・のぼり旗 枚 (10枚まで)		・ポール 本 (台座はありません)	
貸出し日	令和6年	月	日	午前8時30分～午後5時15分
返却日	令和6年	月	日	午前8時30分～午後5時15分

- ※ 他団体の使用により、貸出可能数量が変更になる場合があります。
- ※ 貸出期間は原則10日間以内とし、休日及び時間外の貸出し、返却はできません。

(担当課) 大田原市 政策推進課 政策企画係
TEL : 0287-23-8701 FAX:0287-23-8748